

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（麻薬取締官の定数） 第九条 麻薬取締官の定数は、<u>二百六十四人</u>とする。</p>	<p>（麻薬取締官の定数） 第九条 麻薬取締官の定数は、<u>二百五十八人</u>とする。</p>